

京 都 大 学 授 業 料 、 入 学 料 免 除 等 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 京都大学における学部及び大学院の授業料の免除、徴収猶予及び月割分納の許可（以下「授業料の免除等」という。）並びに入学料の免除及び徴収猶予（以下「入学料の免除等」という。）に関しては、京都大学通則（昭和28年達示第3号。以下「通則」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。</p> <p>(授業料の免除)</p> <p>第2条 } 2～5 } (略) 第2条の2 }</p> <p>第2条の3 前2条に規定するもののほか、次の各号の一に該当する者であつて、かつ、学業優秀と認められるものについては、願出により、<u>第1号及び第2号</u>に該当する者にあつては総長が定める期間の授業料の全額を、第3号に該当する者にあつては総長が定める期間の授業料の全額又は半額を免除することがある。</p> <p>(1) 本学が開設する外国語による授業のみで学位を取得できるコース（総長が指定するものに限る。）を履修する外国人留学生</p> <p>(2) 外国の政府、公的機関等が実施する留学生制度（総長が指定するものに限る。）により本学に入学する外国人留学生</p> <p>(3) Kyoto University International Undergraduate Program により本学の学部学生として入学する外国人留学生</p> <p>2 前項の規定による授業料の免除に関し必要な事項は、総長が別に定める。 (後 略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 京都大学（以下「<u>本学</u>」という。）における学部及び大学院の授業料の免除、徴収猶予及び月割分納の許可（以下「授業料の免除等」という。）並びに入学料の免除及び徴収猶予（以下「入学料の免除等」という。）に関しては、京都大学通則（昭和28年達示第3号。以下「通則」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。</p> <p>(授業料の免除)</p> <p>第2条 } 2～5 } (同 左) 第2条の2 }</p> <p>第2条の3 前2条に規定するもののほか、次の各号の一に該当する者であつて、かつ、学業優秀と認められるものについては、願出により、<u>第1号、第2号及び第4号</u>に該当する者にあつては総長が定める期間の授業料の全額を、第3号に該当する者にあつては総長が定める期間の授業料の全額又は半額を免除することがある。</p> <p>(1) } (2) } (同 左) (3) }</p> <p><u>(4) 本学と外国の大学が共同で実施する学位プログラム（総長が指定するものに限る。）を履修する本学の学生</u></p> <p>2 (同 左)</p> <p>附 則 この規程は、令和2年7月28日から施行する。</p>